

一般社団法人ひじ町ツーリズム協会 ひじたび 国内募集型企画旅行条件書

この旅行条件書は、パンフレットとともに、旅行業法第12条の4で定めるお申込みの際には必ず事前にご確認のうえお申込みください。

1. 募集型企画旅行契約

- (1)この旅行は、一般社団法人ひじ町ツーリズム協会(以下「当社」といいます)が旅行を企画して実施するものであり、この旅行に参加されるお客様は、当社と募集型企画旅行契約(以下「契約」といいます)を締結することになります。
- (2)契約の内容・条件は、パンフレット、本旅行条件書のほか、出発前にお渡しする「旅程表」と称する確定書面(以下「旅程表」といいます)及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部(以下「当社約款」といいます)によります。
- (3)当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます)の提供を受けることができるよう、手配し、旅程を管理することを引き受けます。

2-1. 旅行の申込みと予約

- (1)所定の旅行申込書(以下「申込書」といいます)に所定事項を記入のうえ、次に定める申込金を添えてお申込みいただきます。申込金は、旅行代金又は取消料若しくは違約金のそれぞれ一部又は全部として取り扱います。

旅行代金の額	申込金(お1人様)
20,000円未満	2,000円~旅行代金まで
20,000円以上50,000円未満	4,000円~旅行代金まで
50,000円以上100,000円未満	10,000円~旅行代金まで
100,000円以上	旅行代金の20%相当額

- (2)当社は、電話、郵便、ファクシミリ、インターネット、電子メールその他の通信手段による契約の予約を受け付けます。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、お客様は、当社が予約を承諾した日の翌日から起算して3日以内に申込書と申込金を提出していただきます(受付は当社の営業時間内とし、営業時間終了後に着信したファクシミリ、電子メール等は、翌営業日の受付となります)。この期間内に申込金のお支払いがない場合は、当社は、予約がなったものとして取り扱います。
- (3)当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます)のカード会員(以下「会員」といいます)により、当社の契約に基づく旅行代金等に係る債権又は債務を所定の決済期日に提携会社のカード会員規約に従って決済することと、所定の伝票への「会員の署名なくして旅行代金や取消料等のお支払いを受ける」ことを、あらかじめご承諾いただき、「電話、ファクシミリ、インターネット、電子メールその他の通信手段による旅行のお申込み」を受けて契約を締結することができます(以下、特別の事項を定めるときは、この契約を「通信契約」といいます)。通信契約により契約の締結をご希望されるお客様との旅行条件は次の①から③、契約の成立時期につき第3項(2)、お客様からの契約の解除につき第13項(1)及び旅行代金の払戻しにつき第18項(2)に、特別の定めをしています。

- ①通信契約のお申込みに際し、会員のお客様は「募集型企画旅行の名称」、「旅行開始日」等に加えて「クレジットカード名」、「会員番号」、「クレジットカード有効期限」等を当社にお申しいただきます。
- ②通信契約での「クレジットカード利用日」とは、お客様及び当社が契約に基づく旅行代金等の支払い又は払戻債務を履行すべき日とします。
- ③与信等の理由によりお客様のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社は通信契約を解除します。ただし、当社が別途指定する期日までに現金による旅行代金のお支払いをいたいたいた場合はこの限りではありません。

2-2. ウエイティングの取扱いについての特約(通信契約を除く)

- (1)お申込みの時点で満席、満室その他の事由により契約の締結の承諾が直ちにできない場合において、お客様が引き続き契約を希望されるときは、当社は、契約締結の承諾をお待ちいただける期限(以下「期限」といいます)をお客様と確認のうえ、契約待機中(以下「ウェイティング」といいます)のお客様として登録を受け付けることがあります。
- (2)この場合、当社は、申込金と同額以上の金額の「預り金」を收受し、契約締結の承諾ができる状況になった場合は、契約締結を承諾する旨の通知(以下「承諾通知」といいます)をするとともに、承諾通知をした時点において「預り金」を申込金に充当します。
- (3)なお、「当社の承諾通知の前に、お客様よりウェイティングのお客様としての登録の撤回のお申し出があった場合」又は「期限までに当社による承諾通知ができなかった場合」は、「預り金」を全額払い戻します。
- (4)「預り金」のご提出の時点及びウェイティングの登録の時点では旅行契約は成立しておらず、また、当社が、将来的に旅行契約が成立することをお約束するものではありません。

3. 契約の成立時期

- (1)お客様との契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受理した時に成立します。具体的には、次にあります。

- ①店頭及び当社の外務員による訪問販売の場合は、当社が契約の締結を承諾し、当社が申込金を受理した時。
- ②電話等の通信手段による契約の予約の場合は、当社が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日目に当たる日までに当社がお客様から申込金を受理した時。
- ③第2-2項「ウェイティングの取扱いについての特約」のお客様の場合は、当社がお客様に承諾通知をし、当社が「預り金」を申込金に充当した時(なお、当社の承諾通知の前に、お客様からウェイティングの登録の撤回のお申し出がない場合に限ります)。
- (2)通信契約は、当社が通信契約の締結を承諾する旨の通知が到達した時に成立します。

4. 申込み条件

- (1)未成年者が参加の場合、原則、法定代理人(親権者等)の同意書の提出が必要です。
- (2)中学生以下の未成年者のご参加の場合、成年者の同行がないときは、当社は、お申込みをお断りすることがあります。
- (3)ご参加にあたって特定の条件を定めた旅行については、参加者の性別、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合、お申込みをお断りすることがあります。
- (4)健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)をお連れの方とその他特別の配慮を必要とする方は、お申込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください(旅行契約成立後にこれらの方になった場合も直ちにお申し出ください)。あらためて当社からご案内申し上げますので旅行中に必要となる措置の内容を具体的にお申し出ください。
- (5)前号のお申込みを受けた場合、当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。そのために、お客様の状況及び必要とされる措置についてお伺いし、又は書面でそれらを申し出させていただくことがあります。
- (6)前号に基づきお申込みに応じる場合、当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者は又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客様からお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申込みをお断りし、又は旅行契約を解除させていただくことがあります。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために対応した特別な措置に要する費用は原則としてお客様のご負担となります。
- (7)お客様のご都合による別行動は原則としてできません。
- (8)お客様のご都合により、旅行の行程から離脱(離団)する場合には、その旨及び復帰の予定日について添乗員又は係員にご連絡ください。無断で離脱された場合、当社は当該離脱中の損害につき特別補償責任は負いません。
- (9)お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、お申込みをお断りすることができます。
- (10)当社は、お客様が次の①から③のいずれかに該当する場合は、お申込みをお断りすることができます。
- ①お客様が暴力団員、暴力団構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋その他の反社会的勢力であると認められるとき。
- ②お客様が当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準じる行為を行ったとき。
- ③お客様が風説を流布し、偽証を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準じる行為を行ったとき。
- (11)その他当社の業務上の都合があるときは、お申込みをお断りすることができます。

5. 契約責任者による申込み

- (1)当社は、団体・グループを構成するお客様の代表者(以下「契約責任者」といいます)から旅行のお申込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなし、旅行業務に関する取引を契約責任者との間で行います。
- (2)契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。

「取引条件説明書面」及び同法第12条の5で定める「契約書面」の一部です。

- (3)当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。

- (4)当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

6. 「旅程表」(確定書面)の交付

当社は、旅行日程、主要な利用運送・宿泊機関等に関する確定した旅行内容を契約書面において記載できない場合は、確定状況を記載した「旅程表」を遅くとも旅行開始日の前日までにお客様に交付します。ただし、旅行開始日の前日から起算してさかのばって7日目に当たる日以降に契約のお申込みがなされた場合には、旅行開始日当日までに交付します。また、交付期日前であってもお問い合わせいただければ手配状況についてご説明します。

7. 旅行代金及び支払い期限

- (1)「旅行代金」は、特に注釈のない限り、旅行開始日を基準として年齢が12歳以上の方はおとな旅行代金、3歳以上12歳未満の方はこども旅行代金となります。

- (2)旅行代金におとな・こどもの区分がない場合は、満3歳以上の全ての方に当該旅行代金を適用します。

- (3)「旅行代金」は、第2-1項(1)の「申込金」、第14項(1)の「違約料」、第15項の「取消料」及び第24項の「変更差額料」の額の算出の際の基準となります。

- (4)旅行代金(申込金を差し引いた残額)は、旅行開始日の前日から起算してさかのばって10日前までに全額お支払いいただきます。ただし、旅行開始日の前日から起算してさかのばって10日前以降にお申込みをされた場合は、お申込み時に全額お支払いいただきます。

8. 旅行代金に含まれるもの

- (1)パンフレット、ウェブサイトの旅行日程に明示した次に掲げるもの。

- ①運送機関の運賃・料金(注釈のない限り航空機はエコノミークラス、鉄道は普通席)

- ②宿泊、食事の料金及びサービス料金・税

- ③旅行代金に含まれる旨を明示した観光に伴う入場料金及びガイド料金

- ④添乗員が同行するコースの添乗員経費等

- ⑤その他「旅行代金に含まれるもの」として明示した費用

- (2)本項(1)の代金は、お客様のご都合により一部ご利用されなくても払戻しはいたしません。

9. 旅行代金に含まれない主なもの

- 第8項のほか、次に掲げるものの(その一部を例示します)。

- ①空港施設使用料(空港によって必要な場合)

- ②超過手荷物料金(規定の重量・寸法、個数を超える分について)

- ③旅行日程に含まれていない交通費、飲食代等の諸費用及びクリーニング代、電話料等個人的性質の諸費用及びそれに伴うサービス料金・税

- ④「お客様負担」等旅行代金に含まれていない旨を明示した観光に伴う入場料金等

- ⑤希望者のみが参加されるオプショナルツアー等の料金

10. 契約内容の変更

- (1)当社は、契約の締結後であっても、天災地変、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の間与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためにやむを得ないときは、旅行日程、旅行サービスの内容その他の契約の内容を変更することができます。

- (2)この場合、当社は、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が間与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明します。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

11. 旅行代金の額の変更

- (1)利用する運送機関の運賃・料金が、著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改訂差額だけ旅行代金を変更します。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのばって15日目にあたる日より前にお客様に通知します。

- (2)前項(1)の契約内容の変更に伴い、旅行実施に要する費用が増加又は減少した場合は、当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したこと(以下「オーバーブッキング=過剰予約対応」といいます)による変更の場合は除き、当社はその変更に伴う費用の差額の範囲内で旅行代金の額を変更することができます。

- (3)前号の規定にかかわらず、当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して、取消料・違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用はお客様の負担となります。

- (4)運送・宿泊機関等の利用人数により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合、契約成立後に当社の責に帰すべき事由によりようだ当該利用人数が変更になったときは、旅行代金の額を変更します。

12. お客様の交替

- (1)お客様は、あらかじめ当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲渡することができます。

- (2)この場合、所定の金額の手数料をお支払いいただきます。また、契約上の地位の譲渡は、当社の承諾があつた時に効力を生じるものとし、運送・宿泊機関等の空席・空室状況・適用規則、その他やむを得ない事由により予約や氏名変更ができないときは、お客様の交替をお断りすることがあります。

13. お客様からの契約の解除(旅行開始前)

- (1)お客様は、いつでも第15項に定める取消料を当社に支払って契約を解除することができます。ただし、契約解除のお申し出の受付は、お申込みをされた当社の営業時間内とします(営業時間終了後に着信したファクシミリ、電子メール等は、翌営業日の受付となります)。通信契約を解除する場合、当社は、提携会社のクレジットカードにより所定の伝票への署名なくして取消料の支払いを受けます。

- (2)お客様は、次に掲げる場合は、本項(1)の規定にかかわらず、旅行開始前に取消料を支払うことなく契約を解除することができます。

- ①当社によって契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第24項の表の左欄に掲げるものその他の重要なものであるときに限ります。

- ②天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるそれが極めて大きいとき。

- ③当社がお客様に対し、第6項の期日までに、「旅程表」を交付しなかったとき。

- ④当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となつたとき。

14. 当社からの契約の解除(旅行開始前)

- (1)お客様が第7項(4)の期日までに旅行代金を支払わないときは、当社は、その翌日にお客様が契約を解除したものとみなし、この場合、取消料と同額の「違約料」をお支払いいただきます。

- (2)当社は、次に掲げる場合、お客様に理由を説明して契約を解除することができます。

- ①お客様が当社のあらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の旅行参加条件を満たしていないことが判明したとき。

- ②お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。

- ③お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。

- ④お客様が契約内容に關し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。

- ⑤お客様の人数が契約書面に記載した最小催行人員に満たないとき。この場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのばって13日目(日帰り旅行は3日目)にあたる日より前に旅行を中止する旨をお客様に通知します。

- ⑥スキー目的在于とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。

- ⑦天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の間与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

- ⑧お客様が第4項(10)の①から③のいずれかに該当するとき。

- (3)当社は、本項(2)により契約を解除したときは、既に収容している旅行代金(又は申込金)の全額をお客様に払い戻します。契約の解除により当社に損害が生じたときは、お客様にその賠償を求めることがあります。